【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉野公一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町一丁目５番５号
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　山本詠美
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島南町一丁目５番５号
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　山本詠美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当　187,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年９月28日に提出した有価証券届出書について、「第一部　証券情報　第１　募集要項」における発行価額の総額及び転換価額並びにこの募集に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部　証券情報
第１　募集要項
１　新規発行新株予約権付社債(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債)
３　新規発行による手取金の使途
(2) 手取金の使途
募集又は売出しに関する特別記載事項
第３　第三者割当の場合の特記事項
１　割当予定先の状況
２　株券等の譲渡制限
３　発行条件に関する事項
４　大規模な第三者割当に関する事項
５　第三者割当後の大株主の状況
第三部　追完情報
１　事業等のリスクについて
２　臨時報告書の提出
３　資本金の増減について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行新株予約権付社債(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

(前略)

発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金90円とする(但し、第６回新株予約権付社債の払込金額は、当社が第６回新株予約権付社債の価値評価を依頼する第三者算定機関が、第６回新株予約権付社債の発行要項及び第６回新株予約権付社債に関してCantor Fitzgerald Europeとの間で締結される契約に定められた諸条件を考慮してその合理的に選定した価格算定モデルを基礎として算定した第６回新株予約権付社債の評価額の範囲内又はそれを上回る価格で、かつ、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較して新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を上回る又は当該価値に概ね相当するように決定される。本欄に定める金額が当該決定された金額と異なる場合には、第６回新株予約権付社債の払込金額は当該金額に修正される。)。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(中略)

(注) １．当社は、2026年９月28日開催の当社取締役会決議において、Cantor Fitzgerald Europeとの間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」という。)を締結すること並びに割当予定先に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づく第三者割当によるカルナバイオサイエンス株式会社第４回新株予約権付社債(以下「第４回新株予約権付社債」という。)を発行すること(以下「第４回新株予約権付社債第三者割当」という。)並びに第三者割当により当社株主である五味大輔氏(以下「五味大輔氏」という。)及びkaya holdings株式会社(以下「kaya holdings」といい、上記Cantor Fitzgerald Europe、五味大輔氏及びkaya holdingsを個別に又は総称して「割当予定先」という。)に対して新株式を発行すること(以下「本新株式第三者割当」という。)を決議している。
また、当社は、同取締役会において、本プログラムに基づき、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める条件が充足されることを条件として、第三者割当によるカルナバイオサイエンス株式会社第５回無担保転換社債型新株予約権付社債及びカルナバイオサイエンス株式会社第６回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第５回新株予約権付社債」及び「第６回新株予約権付社債」といい、第４回新株予約権付社債、第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」という。)を発行すること(以下「第５回新株予約権付社債第三者割当」及び「第６回新株予約権付社債第三者割当」といい、第４回新株予約権付社債第三者割当、第５回新株予約権付社債第三者割当及び第６回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本新株予約権付社債第三者割当」といい、本新株予約権付社債第三者割当及び本新株式第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」という。)についても決議している。
本プログラムの詳細については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１．本プログラムの内容」を、第６回新株予約権付社債第三者割当以外の本第三者割当については当社が本日付で提出した各有価証券届出書をそれぞれ参照されたい(以下、本新株予約権付社債及び本新株式の発行による資金調達を総称して「本資金調達」という。)。

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	**1　各本新株予約権の行使に際して出資される財産** **当該本新株予約権に係る本社債** **2　各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額** **当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。** **3　転換価額** **転換価額は当初、第６回新株予約権付社債の発行決議日(2026年11月９日予定)の直前取引日(「取引日」とは、東証において取引が行われる日をいう。以下同じ。)(2026年11月６日予定)における東証における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、下記第４項の規定に従って調整される。** **4　転換価額の調整** **(中略)** **(3) ①　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。** **②　転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(2)⑥の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。** **(中略)**

(中略)

３．本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して上記「１　新規発行新株予約権付社債(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債)　発行価格(円)」欄の規定に従い本社債の払込金額を設定することから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(後略)

(訂正後)

(前略)

発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金90円とする。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(中略)

(注) 1．当社は、2026年９月28日開催の当社取締役会決議において、Cantor Fitzgerald Europeとの間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」という。)を締結すること並びに割当予定先に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づく第三者割当によるカルナバイオサイエンス株式会社第４回新株予約権付社債(以下「第４回新株予約権付社債」という。)を発行すること(以下「第４回新株予約権付社債第三者割当」という。)並びに第三者割当により当社株主である五味大輔氏(以下「五味大輔氏」という。)及びkaya holdings株式会社(以下「kaya holdings」といい、上記Cantor Fitzgerald Europe、五味大輔氏及びkaya holdingsを個別に又は総称して「割当予定先」という。)に対して新株式を発行すること(以下「本新株式第三者割当」という。)を決議している。
また、当社は、同取締役会において、本プログラムに基づき、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める条件が充足されることを条件として、第三者割当によるカルナバイオサイエンス株式会社第５回無担保転換社債型新株予約権付社債及びカルナバイオサイエンス株式会社第６回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第５回新株予約権付社債」及び「第６回新株予約権付社債」といい、第４回新株予約権付社債、第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」という。)を発行すること(以下「第５回新株予約権付社債第三者割当」及び「第６回新株予約権付社債第三者割当」といい、第４回新株予約権付社債第三者割当、第５回新株予約権付社債第三者割当及び第６回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本新株予約権付社債第三者割当」といい、本新株予約権付社債第三者割当及び本新株式第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」という。)についても決議している。さらに、当社は、2026年10月19日開催の当社取締役会決議において、本プログラムに基づく割当予定先に対する第５回新株予約権付社債第三者割当の発行条件について改めて決議している。その後、当社は、2026年11月９日開催の当社取締役会決議において、本プログラムに基づく割当予定先に対する第６回新株予約権付社債第三者割当の発行条件について改めて決議している。
本プログラムの詳細については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１．本プログラムの内容」を、第６回新株予約権付社債第三者割当以外の本第三者割当については当社が2026年９月28日付で提出した各有価証券届出書(その後に提出された訂正届出書を含む。)をそれぞれ参照されたい(以下、本新株予約権付社債及び本新株式の発行による資金調達を総称して「本資金調達」という。)。

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	1　各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2　各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3　転換価額 転換価額は当初、297.9円とする。但し、下記第４項の規定に従って調整される。 4　転換価額の調整 (中略) (3) ①　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。 ②　転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(2)⑥の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日(「取引日」とは、東証において取引が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。 (中略)

(中略)

３．本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(後略)

3 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本資金調達による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用並びに前臨床段階のパイプラインの開発費用	688	2026年10月～2027年７月 (注)２
② 開発化合物の創製・研究費用等(臨床開発段階及び前臨床段階のパイプラインの開発及び導出活動に資する非臨床研究実施費用を含む)	412	2026年10月～2027年７月 (注)２
③ 運転資金	269	2026年10月～2027年７月 (注)２
合計	1,369	

(注) １．本資金調達による差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。
２．「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。2026年10月より支出を開始する予定ですが、臨床試験、前臨床試験及び治験薬製造の進捗状況、開発方針・計画の変更等により、支出完了の時期は前後する可能性があります。

(後略)

(訂正後)

本資金調達による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用並びに前臨床段階のパイプラインの開発費用	688	2026年10月～2027年７月 (注)２
② 開発化合物の創製・研究費用等(臨床開発段階及び前臨床段階のパイプラインの開発及び導出活動に資する非臨床研究実施費用を含む)	412	2026年10月～2027年７月 (注)２
③ 運転資金	269	2026年10月～2027年７月 (注)２
合計	1,369	

(注) １．本資金調達による差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。
２．「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。2026年10月より支出を開始いたしましたが、臨床試験、前臨床試験及び治験薬製造の進捗状況、開発方針・計画の変更等により、支出完了の時期は前後する可能性があります。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

１．本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で2026年９月28日付で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づき、割当予定先に対して、額面総額合計624,000,000円、払込金額総額合計561,600,000円の本新株予約権付社債を、合計３回の第三者割当により発行するものです。

(中略)

当社は、本日開催の取締役会において、本プログラムの導入及び各回の発行条件を下表のとおりとすることを決議しております。第６回新株予約権付社債の詳細については、前記「第１　募集要項　１　新規発行新株予約権付社債(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債)」をご参照ください。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第４回新株予約権付社債第三者割当	2026年９月28日	2026年10月14日	187,200,000円
第５回新株予約権付社債第三者割当	2026年10月19日(予定)	2026年11月４日(予定)	187,200,000円
第６回新株予約権付社債第三者割当	2026年11月９日(予定)	2026年11月25日(予定)	187,200,000円

２．本スキームによる資金調達を選択した理由

(前略)

現在、当社は、下表のとおり、臨床開発段階にある３つのパイプラインを保有しており、このうち、BTK阻害剤docirbrutinib(AS-1763)に注力し、現在、患者を対象とした臨床試験を米国で実施しています。

免疫・炎症疾患領域では、当社が創出した、もう１つの非共有結合型BTK阻害剤sofnobrutinib(AS-0871)の開発を進め、健康成人を対象としたフェーズ１試験を完了しており、パートナリング活動を実施しております。

また、ファーストインクラスを目指して、CDC7阻害剤monzosertib(AS-0141)の開発も進めております。日本で実施したフェーズ１試験における全ての投与を終了し、現在は急性骨髄性白血病(AML)患者を対象に米国における医師主導治験としてフェーズ１b試験の開始に向けた準備を進めています。

＜臨床開発段階のパイプライン＞

化合物	標的 対象疾患	概況
docirbrutinib (AS-1763)	BTK 血液がん	フェーズ１b試験(患者対象、米国)を実施中 多施設共同試験 主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター 白血病科　教授　Nitin Jain医師 ・　用量拡大パート　前倒しで投与開始(2024年10月)、実施中 ・　非臨床研究に関する論文が「Blood Cancer Journal」誌に掲載(2026年５月) ・　欧州血液学会(EHA2026)において、有望な途中結果を発表(2026年６月)
sofnobrutinib (AS-0871)	BTK 免疫・炎症 疾患	・　フェーズ１試験(健康成人対象、オランダ)を完了(2023年11月) 安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用を確認 ・　他のBTK阻害薬との差別化に重要な非臨床試験(胚・胎児発生毒性試験)を実施、良好な結果を入手(2024年下期) ・　パートナリング活動を実施中
monzosertib (AS-0141)	CDC7/ASK 固形がん 血液がん	フェーズ１試験(患者対象、日本) 最後の患者の治験が終了(2025年12月) フェーズ１b試験(患者対象、米国)を準備中 (血液がん・３剤併用試験) 米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンターと締結した覚書に従い、医師主導治験の開始に向けて準備中 主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター 白血病科　Abhishek Maiti医師 米国食品医薬品局(Food and Drug Administration：FDA)よりオーファンドラッグ指定(Orphan Drug Designation：ODD)を取得(2026年７月)

(中略)

CDC7阻害剤 monzosertib（AS-0141、対象疾患：固形がん・急性骨髄性白血病(AML)などの血液がん）

monzosertib(AS-0141)は、CDC7キナーゼを阻害することにより細胞増殖を抑制し、悪性腫瘍の治療を目指して開発を進めている経口投与剤です。

国立がん研究センター等において、固形がん及び血液がんを対象としたフェーズ１試験を実施し、現在までに全ての投与を終了しています。また、非臨床研究において、monzosertib(AS-0141)と急性骨髄性白血病(AML)治療薬であるDNAメチル基転移酵素(DNMT)阻害薬及びB細胞リンパ腫因子-２(BCL-2)阻害薬との３剤併用により優れた抗腫瘍効果が確認されました。この成果は、2025年４月に開催されたアメリカ癌学会年次総会(AACR2025)において発表しています。さらに、2026年４月に開催されたAACR2026では、がん細胞株を用いた解析により明らかとなった、monzosertibによる細胞死誘導メカニズムに関する新たな知見を発表しました。

これらの結果を踏まえ、急性骨髄性白血病(AML)の治療薬としてより効果が期待される３剤併用のフェーズ１b試験(医師主導治験)の開始を目指しています。本試験は、米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンター白血病科のDr. Abhishek Maitiが責任医師として実施する医師主導治験(IIT)であり、現在、覚書(2025年12月17日付)に従い、本試験への協力に関するClinical Trial Agreement(CTA)の締結並びに試験開始に向けた準備を進めています。

また、本剤については、2026年７月に、FDAより、急性骨髄性白血病(AML)を対象としたODDを取得しました。

当社は、本剤について、医師主導試験(フェーズ１b試験)のスキームを活用して有効性を確認したのちに導出する想定ですが、並行して、製薬企業等とのパートナリング活動も積極的に行う方針です。

また、急性骨髄性白血病(AML)治療薬の市場規模については、2023年には約38億ドル(約5,700億円、為替レート150円換算)と見込まれており、今後も継続的な拡大が予測されています*。

* https://www.bccresearch.com/market-research/pharmaceuticals/acute-myeloid-leukemia-market.html

(中略)

＜第２回無担保普通社債(私募債)及び新株式の発行＞

調達資金の額：1,731百万円*

*第２回無担保普通社債(私募債)の発行総額1,711百万円と新株式の発行総額20百万円を合算した金額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用	835百万円	664百万円
開発化合物の創製・研究費用等(docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の非臨床研究費用を含む)	396百万円	379百万円
運転資金	250百万円	250百万円
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却	250百万円	250百万円
合計	1,731百万円	1,543百万円

＜既存新株予約権＞

現時点における調達資金の額：43百万円*

*既存新株予約権の行使に伴う行使価額の総額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用	500百万円	－
開発化合物の創製・研究費用等(docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の非臨床研究費用を含む)	366百万円	－
運転資金	279百万円	－
第２回無担保普通社債(私募債)の償還	1,850百万円	－
合計	2,995百万円	－

(中略)

＜本資金調達のメリット＞

(本プログラム)

(中略)

⑤　長期的かつ安定的な資金確保が可能なこと

新株予約権付社債発行プログラム設定契約では、割当予定先の選択による本新株予約権付社債の強制償還条項を定める予定はなく、したがって、本新株予約権付社債が転換されない場合においても、当社は本新株予約権付社債の満期まで期限の利益を享受できる設計となっております。

⑥　割当予定先による市場売却の制限

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している者に対して、本新株予約権付社債の転換により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

(後略)

(訂正後)

１．本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で2026年９月28日付で締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づき、割当予定先に対して、額面総額合計624,000,000円、払込金額総額合計561,600,000円の本新株予約権付社債を、合計３回の第三者割当により発行するものです。

(中略)

当社は、2026年９月28日、同年10月19日及び同年11月９日開催の取締役会において、本プログラムの導入及び各回の発行条件を下表のとおりとすることを決議しております。第６回新株予約権付社債の詳細については、前記「第１　募集要項　１　新規発行新株予約権付社債(第６回無担保転換社債型新株予約権付社債)」をご参照ください。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第４回新株予約権付社債第三者割当	2026年９月28日	2026年10月14日	187,200,000円
第５回新株予約権付社債第三者割当	2026年10月19日	2026年11月４日	187,200,000円
第６回新株予約権付社債第三者割当	2026年11月９日	2026年11月25日	187,200,000円

２．本スキームによる資金調達を選択した理由

(前略)

現在、当社は、下表のとおり、臨床開発段階にある３つのパイプラインを保有しており、このうち、BTK阻害剤docirbrutinib(AS-1763)に注力し、現在、患者を対象とした臨床試験を米国で実施しています。

免疫・炎症疾患領域では、当社が創出した、もう１つの非共有結合型BTK阻害剤sofnobrutinib(AS-0871)の開発を進め、健康成人を対象としたフェーズ１試験を完了しており、パートナリング活動を実施しております。

また、ファーストインクラスを目指して、CDC7阻害剤monzosertib(AS-0141)の開発も進めております。日本で実施したフェーズ１試験における全ての投与を終了し、現在は急性骨髄性白血病(AML)患者を対象に米国における医師主導治験としてフェーズ１b試験の実施に向けた準備を進めています。

＜臨床開発段階のパイプライン＞

化合物	標的 対象疾患	概況
docirbrutinib (AS-1763)	BTK 血液がん	フェーズ１b試験(患者対象、米国)を実施中 多施設共同試験 主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター 白血病科　教授　Nitin Jain医師 ・　用量拡大パート　前倒しで投与開始(2024年10月)、実施中 ・　非臨床研究に関する論文が「Blood Cancer Journal」誌に掲載(2026年５月) ・　欧州血液学会(EHA2026)において、有望な途中結果を発表(2026年６月)
sofnobrutinib (AS-0871)	BTK 免疫・炎症 疾患	・　フェーズ１試験(健康成人対象、オランダ)を完了(2023年11月) 安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用を確認 ・　他のBTK阻害薬との差別化に重要な非臨床試験(胚・胎児発生毒性試験)を実施、良好な結果を入手(2024年下期) ・　パートナリング活動を実施中
monzosertib (AS-0141)	CDC7/ASK 固形がん 血液がん	フェーズ１試験(患者対象、日本) 最後の患者の治験が終了(2025年12月) フェーズ１b試験(患者対象、米国)を準備中 (血液がん・３剤併用試験) 米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンターとClinical Trial Agreement(CTA)を締結(2026年10月５日付)し、医師主導治験の実施に向けて準備中 主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター 白血病科　Abhishek Maiti医師 米国食品医薬品局(Food and Drug Administration：FDA)よりオーファンドラッグ指定(Orphan Drug Designation：ODD)を取得(2026年７月)

(中略)

CDC7阻害剤 monzosertib（AS-0141、対象疾患：固形がん・急性骨髄性白血病(AML)などの血液がん）

monzosertib(AS-0141)は、CDC7キナーゼを阻害することにより細胞増殖を抑制し、悪性腫瘍の治療を目指して開発を進めている経口投与剤です。

国立がん研究センター等において、固形がん及び血液がんを対象としたフェーズ１試験を実施し、現在までに全ての投与を終了しています。また、非臨床研究において、monzosertib(AS-0141)と急性骨髄性白血病(AML)治療薬であるDNAメチル基転移酵素(DNMT)阻害薬及びB細胞リンパ腫因子-２(BCL-2)阻害薬との３剤併用により優れた抗腫瘍効果が確認されました。この成果は、2025年４月に開催されたアメリカ癌学会年次総会(AACR2025)において発表しています。さらに、2026年４月に開催されたAACR2026では、がん細胞株を用いた解析により明らかとなった、monzosertibによる細胞死誘導メカニズムに関する新たな知見を発表しました。

これらの結果を踏まえ、急性骨髄性白血病(AML)の治療薬としてより効果が期待される３剤併用のフェーズ１b試験(医師主導治験)の実施に向けて準備を進めています。本試験は、米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンター白血病科のDr. Abhishek Maitiが責任医師として実施する医師主導治験(IIT)であり、当社は、2026年10月５日付で、本試験への協力に関するClinical Trial Agreement(CTA)を締結いたしました。

また、本剤については、2026年７月に、FDAより、急性骨髄性白血病(AML)を対象としたODDを取得しました。

当社は、本剤について、医師主導試験(フェーズ１b試験)のスキームを活用して有効性を確認したのちに導出する想定ですが、並行して、製薬企業等とのパートナリング活動も積極的に行う方針です。

また、急性骨髄性白血病(AML)治療薬の市場規模については、2023年には約38億ドル(約5,700億円、為替レート150円換算)と見込まれており、今後も継続的な拡大が予測されています*。

* https://www.bccresearch.com/market-research/pharmaceuticals/acute-myeloid-leukemia-market.html

(中略)

＜第２回無担保普通社債(私募債)及び新株式の発行＞

調達資金の額：1,731百万円*

*第２回無担保普通社債(私募債)の発行総額1,711百万円と新株式の発行総額20百万円を合算した金額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用	835百万円	805百万円
開発化合物の創製・研究費用等(docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の非臨床研究費用を含む)	396百万円	396百万円
運転資金	250百万円	250百万円
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却	250百万円	250百万円
合計	1,731百万円	1,701百万円

＜既存新株予約権＞

現時点における調達資金の額：141百万円*

*既存新株予約権の行使に伴う行使価額の総額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の臨床開発費用	500百万円	－
開発化合物の創製・研究費用等(docirbrutinib(AS-1763)及びmonzosertib(AS-0141)の非臨床研究費用を含む)	366百万円	－
運転資金	279百万円	－
第２回無担保普通社債(私募債)の償還	1,850百万円	－
合計	2,995百万円	－

(中略)

＜本資金調達のメリット＞

(本プログラム)

(中略)

⑤　長期的かつ安定的な資金確保が可能なこと

新株予約権付社債発行プログラム設定契約では、割当予定先の選択による本新株予約権付社債の強制償還条項は定められておらず、したがって、本新株予約権付社債が転換されない場合においても、当社は本新株予約権付社債の満期まで期限の利益を享受できる設計となっております。

⑥　割当予定先による市場売却の制限

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している者に対して、本新株予約権付社債の転換により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明しており、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

(後略)

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

(訂正前)

(1) 割当予定先の概要

ａ．割当予定先の概要

(中略)

ｂ．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社の既存新株予約権75,703個を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		割当予定先は、当社の第２回無担保転換社債型新株予約権付社債を額面総額125,000,000円保有しております。また、割当予定先は、当社の第２回無担保普通社債(私募債)を額面総額1,850,000,000円保有しております。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) １．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。
２．金額は便宜上、2026年９月25日現在の外国為替相場の仲値である１米ドル＝158.78円(株式会社三菱ＵＦＪ銀行公示仲値)に換算の上、小数第１位を四捨五入しております。

(中略)

(3) 割り当てようとする株式の数

第６回新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数は、507,936株(第６回新株予約権付社債が全て第４回新株予約権付社債の当初転換価額と同じ転換価額で転換された場合における交付株式数の見込み)です。

(4) 株券等の保有方針

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、新株予約権付社債発行プログラム設定契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です(本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。)。上記解除権は、①本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、当社に、(ⅰ)支払の停止、破産手続開始等、(ⅱ)手形交換所の取引停止処分、(ⅲ)当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、(ⅰ)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るものを除く。)に虚偽があること、(ⅱ)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るもの)に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(ⅲ)本新株予約権付社債の転換に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(ⅳ)不可抗力により新株予約権付社債発行プログラム設定契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeについて、当社は、Cantor Fitzgerald Europeの2025年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を受領しており、2025年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

(後略)

(訂正後)

(1) 割当予定先の概要

ａ．割当予定先の概要

(中略)

ｂ．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社の既存新株予約権72,604個を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		割当予定先は、当社の第４回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第５回無担保転換社債型新株予約権付社債をそれぞれ額面総額208,000,000円保有しております。また、割当予定先は、当社の第２回無担保普通社債(私募債)を額面総額1,850,000,000円保有しております(注３)。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) １．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在におけるものです。

２．金額は便宜上、2026年９月25日現在の外国為替相場の仲値である１米ドル＝158.78円(株式会社三菱ＵＦＪ銀行公示仲値)に換算の上、小数第１位を四捨五入しております。

３．割当予定先は、2026年11月６日付で、当社に対し、第２回無担保普通社債(私募債)のうち、１口(額面金額46,250,000円)について繰上償還請求を行っており、当社は、2026年11月11日に当該社債の償還を行う予定です。当該償還後における割当予定先の第２回無担保普通社債(私募債)の保有額は、額面総額1,803,750,000円となる予定です。

(中略)

(3) 割り当てようとする株式の数

第６回新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数は、698,220株(第６回新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数の見込み)です。

(4) 株券等の保有方針

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、新株予約権付社債発行プログラム設定契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められています(本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。)。上記解除権は、①本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、当社に、(ⅰ)支払の停止、破産手続開始等、(ⅱ)手形交換所の取引停止処分、(ⅲ)当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、(ⅰ)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るものを除く。)に虚偽があること、(ⅱ)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るもの)に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(ⅲ)本新株予約権付社債の転換に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(ⅳ)不可抗力により新株予約権付社債発行プログラム設定契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して売却していく意向である旨を表明しております。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeについて、当社は、Cantor Fitzgerald Europeの2025年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を受領しており、2025年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する財産を確保しているものと判断しております。また、2026年11月９日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

(後略)

2 【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

第６回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。また、割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、第６回新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承認を得る必要がある旨が定められる予定です。当社は、当該承認に先立ち、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、払込みに要する財産の確認、第６回新株予約権付社債の保有方針を踏まえ、また、当社が割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約上の権利・義務についても譲受人が承継することを条件に、検討・判断いたします。

なお、第６回新株予約権付社債の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

(訂正後)

第６回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。また、割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、第６回新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承認を得る必要がある旨が定められています。当社は、当該承認に先立ち、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、払込みに要する財産の確認、第６回新株予約権付社債の保有方針を踏まえ、また、当社が割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約上の権利・義務についても譲受人が承継することを条件に、検討・判断いたします。

なお、第６回新株予約権付社債の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

第６回新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、発行決議日の直前取引日(2026年11月６日予定)の東証における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に設定される予定です。

第６回新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計が第６回新株予約権付社債の発行要項及び新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮して行う第６回新株予約権付社債の価値算定の結果も踏まえ、2026年11月９日に予定されている第６回新株予約権付社債に係る第三者割当決議に基づき改めて決定されますが、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従って第６回新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

また、2026年11月９日に予定されている第６回新株予約権付社債に係る第三者割当決議日までに、当社監査等委員会(４名にて構成。全員が社外取締役)から第６回新株予約権付社債の発行条件に関する意見を入手する予定であります。

(訂正後)

当社は、第６回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本顕三)(以下「赤坂国際」といいます。)に第６回新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2026年11月９日付で第６回新株予約権付社債の評価報告書を受領いたしました。赤坂国際は、第６回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第６回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際は、第６回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2026年11月６日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(331円)、ボラティリティ(60.8%)、予定配当額(０円/株)、無リスク利子率(2.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第６回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第６回新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、第６回新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年11月６日の東証における当社普通株式の普通取引の終値である331円の90%に相当する金額である297.9円といたしました。

その上で、当社は、第６回新株予約権付社債の発行価格(各本社債の金額100円につき金90円)を赤坂国際による価値算定評価額(各本社債の金額100円につき金83.8円～金91.9円)の範囲内に収まる水準で決定しております。また、第６回新株予約権付社債に定められた利率と当社が普通社債を発行する場合に必要とされる利率との差額をキャッシュフローベースの現在価値に割り戻して計算した本新株予約権の実質的対価と、モンテカルロ・シミュレーションによる本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値に概ね見合っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第６回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会(４名にて構成。全員が社外取締役)からは、赤坂国際は、当社経営陣から一定程度独立しており、また割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際による第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、赤坂国際の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権については実質的な対価が公正な価値に概ね見合っていることから、第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権に係る払込金額を無償とすることは割当予定先に特に有利な条件ではなく、適法である旨の意見がなされております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合(第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債については、第４回新株予約権付社債の当初転換価額と同じ転換価額で転換されたものと仮定しております。以下同じです。)に交付される株式数は1,523,808株であり、同株式に係る議決権の数は15,238個であるため、全ての本新株予約権付社債が転換された場合には、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は7.38%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は7.39%に相当します。また、本新株式の発行により交付される株式数は2,075,900株であり、同株式に係る議決権の数は20,759個であるため、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は10.05%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は10.06%に相当します。したがって、本新株予約権付社債及び本新株式を合わせると、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は17.43%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は17.45%に相当し、一定の希薄化が生じます。

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　＜本資金調達の目的＞」に記載のとおり、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図る必要があること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権付社債については、将来的に資本増強の必要性がなくなった場合やより有利な資金調達方法が利用可能となった場合等には、当社の裁量により取得することが可能な設計としております。一方、本新株式については、発行時点で希薄化が生じるものの、発行株式数は発行時点で確定しており、その後の株価変動によって増加するものではありません。以上を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債及び本新株式の発行数量並びにこれらによる希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数1,523,808株及び本新株式の発行により交付される株式数2,075,900株を合算した3,599,708株に対し、東証における当社普通株式の過去６か月における１日当たり平均出来高は163,834株であり、一定の流動性を有しております。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(訂正後)

本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は1,893,986株(第４回新株予約権付社債：507,936株、第５回新株予約権付社債：687,830株、第６回新株予約権付社債：698,220株)であり、同株式に係る議決権の数は18,939個(第４回新株予約権付社債：5,079個、第５回新株予約権付社債：6,878個、第６回新株予約権付社債：6,982個)であるため、全ての本新株予約権付社債が転換された場合には、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は9.17%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は9.18%に相当します。また、本新株式の発行により交付された株式数は2,075,900株であり、同株式に係る議決権の数は20,759個であるため、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は10.05%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は10.06%に相当します。したがって、本新株予約権付社債及び本新株式を合わせると、2026年６月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は19.22%、2026年６月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は19.24%に相当し、一定の希薄化が生じます。

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　＜本資金調達の目的＞」に記載のとおり、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図る必要があること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権付社債については、将来的に資本増強の必要性がなくなった場合やより有利な資金調達方法が利用可能となった場合等には、当社の裁量により取得することが可能な設計としております。一方、本新株式については、発行時点で希薄化が生じるものの、発行株式数は発行時点で確定しており、その後の株価変動によって増加するものではありません。以上を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債及び本新株式の発行数量並びにこれらによる希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数1,893,986株及び本新株式の発行により交付された株式数2,075,900株を合算した3,969,886株に対し、東証における当社普通株式の過去６か月における１日当たり平均出来高は181,820株であり、一定の流動性を有しております。したがって、今回の資金調達は市場に過度の

影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

上記「３　発行条件に関する事項　(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、現時点での想定では、本新株予約権付社債及び本新株式の割当は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上とはならないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令　第２号様式　記載上の注意(23－６)」に規定する大規模な第三者割当に該当しません。

但し、実際の第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債の転換価額は、それぞれ、発行決議日の直前取引日（第５回新株予約権付社債については2026年10月16日予定、第６回新株予約権付社債については2026年11月６日予定）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額とする予定であり、これに伴って、両新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数も変動します。したがって、今後の当社株価の動向によっては、本第三者割当の希薄化率が25%以上となる可能性がありますが、その場合には、希薄化率が25%以上となることが確認された時点において、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見を入手する予定です。

(訂正後)

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　1．本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき発行される本新株予約権付社債の払込金額総額は561,600,000円であり、本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合の本新株予約権付社債の目的である株式の数は1,523,808株であり、同株式に係る議決権の数は15,238個です。また、本新株式の発行により交付される株式数は2,075,900株であり、同株式に係る議決権の数は20,759個です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。但し、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　1．本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、本新株予約権付社債は３回に分けて発行されるものであり、それらが同時に発行されることはありません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
五味　大輔	長野県松本市	200,000	0.97	1,909,500	7.88
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU	―	―	1,523,808	6.29
川村　剛	東京都町田市	613,000	2.97	613,000	2.53
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K	597,168	2.89	597,168	2.46
堀田　和男	愛知県岡崎市	511,500	2.48	511,500	2.11
上原　俊彦	東京都港区	500,000	2.42	500,000	2.06
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	LEVEL 1, 1 ELIZABETH STREET, SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	500,000	2.42	500,000	2.06
吉野　公一郎	大阪府吹田市	380,100	1.84	380,100	1.57
kaya holdings株式会社	東京都世田谷区池尻三丁目４番５号	―	―	366,400	1.51
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	340,512	1.65	340,512	1.41
計	―	3,642,280	17.65	7,241,988	29.89

(注) 1．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年６月30日現在の株主名簿上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。
2．割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第３位を四捨五入しております。
3．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式に係る議決権及び本新株式に係る議決権の数(35,997個)を加えた数で除して算出しております。
4．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeの割当後の所有議決権数は、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式に係る議決権の数を加算して算出しております。
5．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeは、上記「１　割当予定先の状況　(4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。

６．当社は、五味大輔氏から、2026年６月30日現在、当社普通株式200,000株を現物で保有し、これに加え、信用取引による買建株式1,005,000株を保有している旨の回答を得ております。上記「割当前の所有株式数」には、2026年６月30日現在の株主名簿上、同氏名義の株式として確認された当社普通株式200,000株のみを記載しております。信用取引による買建株式1,005,000株については、株主名簿上同氏名義の株式ではなく、また、同氏は当該株式に係る議決権を行使することができないため、上記「割当前の所有株式数」には含めておらず、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にも用いておりません。上記「割当後の所有株式数」には、当該現物株式200,000株に、本新株式第三者割当により同氏に割り当てられる当社普通株式1,709,500株を加算した数を記載しております。
なお、2026年１月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)には、五味大輔氏が2026年１月５日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
五味　大輔	985,000	5.14

７．2026年４月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アトス・キャピタル・リミテッド(Athos Capital Limited)が2026年４月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年６月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	935,000	4.87

なお、第６回新株予約権付社債第三者割当により発行される第６回新株予約権付社債の目的である株式の数を、第６回新株予約権付社債が全て第４回新株予約権付社債の当初転換価額と同じ転換価額で転換された場合における交付株式数である507,936株(議決権数5,079個)と仮定した場合、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
川村　剛	東京都町田市	613,000	2.97	613,000	2.90
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K	597,168	2.89	597,168	2.83
堀田　和男	愛知県岡崎市	511,500	2.48	511,500	2.42
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU	―	―	507,936	2.40
上原　俊彦	東京都港区	500,000	2.42	500,000	2.37
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	LEVEL 1, 1 ELIZABETH STREET, SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	500,000	2.42	500,000	2.37
吉野　公一郎	大阪府吹田市	380,100	1.84	380,100	1.80
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	340,512	1.65	340,512	1.61
山和証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町１番８号	320,000	1.55	320,000	1.51
鈴木　隆啓	愛知県名古屋市中区	261,000	1.27	261,000	1.23
計	―	4,023,280	19.50	4,531,216	21.43

（注）１．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年６月30日現在の株主名簿上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。

２．割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第３位を四捨五入しております。
３．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、第６回新株予約権付社債が全て転換されたと仮定し、さらにかかる場合に交付される株式に係る議決権の数を5,079個(第６回新株予約権付社債が全て第４回新株予約権付社債の当初転換価額と同じ転換価額で転換された場合における交付株式数に係る議決権の数)と仮定したうえで、当該議決権の数を加えた数で除して算出しております。
４．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeの割当後の所有議決権数は、第６回新株予約権付社債が注３．に記載のとおり転換された場合に交付される株式に係る議決権の数を加算して算出しております。
５．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeは、上記「１　割当予定先の状況　(4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、第６回新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。
６．2026年４月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アトス・キャピタル・リミテッド(Athos Capital Limited)が2026年４月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年６月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	935,000	4.87

(訂正後)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１．本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき発行される本新株予約権付社債の払込金額総額は561,600,000円であり、本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合の本新株予約権付社債の目的である株式の数は1,893,986株であり、同株式に係る議決権の数は18,939個です。また、本新株式の発行により交付された株式数は2,075,900株であり、同株式に係る議決権の数は20,759個です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。但し、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１．本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、本新株予約権付社債は３回に分けて発行されるものであり、それらが同時に発行されることはありません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
五味　大輔	長野県松本市	200,000	0.97	1,909,500	7.76
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU	―	―	1,893,986	7.70
川村　剛	東京都町田市	613,000	2.97	613,000	2.49
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K	597,168	2.89	597,168	2.43
堀田　和男	愛知県岡崎市	511,500	2.48	511,500	2.08
上原　俊彦	東京都港区	500,000	2.42	500,000	2.03
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	LEVEL 1, 1 ELIZABETH STREET, SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	500,000	2.42	500,000	2.03
吉野　公一郎	大阪府吹田市	380,100	1.84	380,100	1.55
kaya holdings株式会社	東京都世田谷区池尻三丁目４番５号	―	―	366,400	1.49
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシテイサウスタワー	340,512	1.65	340,512	1.38
計	―	3,642,280	17.65	7,612,166	30.94

(注) １．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年６月30日現在の株主名簿上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。
２．割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第３位を四捨五入しております。
３．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式に係る議決権及び本新株式に係る議決権の数(39,698個)を加えた数で除して算出しております。
４．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeの割当後の所有議決権数は、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式に係る議決権の数を加算して算出しております。
５．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeは、上記「１　割当予定先の状況　(4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。

６．当社は、五味大輔氏から、2026年６月30日現在、当社普通株式200,000株を現物で保有し、これに加え、信用取引による買建株式1,005,000株を保有している旨の回答を得ております。上記「割当前の所有株式数」には、2026年６月30日現在の株主名簿上、同氏名義の株式として確認された当社普通株式200,000株のみを記載しております。信用取引による買建株式1,005,000株については、株主名簿上同氏名義の株式ではなく、また、同氏は当該株式に係る議決権を行使することができないため、上記「割当前の所有株式数」には含めておらず、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にも用いておりません。上記「割当後の所有株式数」には、当該現物株式200,000株に、本新株式第三者割当により同氏に割り当てられた当社普通株式1,709,500株を加算した数を記載しております。
なお、2026年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)には、五味大輔氏が、上記(注)１に記載の基準日(2026年６月30日)よりも後の日付である2026年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
五味　大輔	3,109,500	13.68

７．2026年４月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アトス・キャピタル・リミテッド(Athos Capital Limited)が2026年４月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年６月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	935,000	4.87

なお、第６回新株予約権付社債第三者割当により発行される第６回新株予約権付社債の目的である株式の数は698,220株(議決権数6,982個)であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU	―	―	698,220	3.27
川村　剛	東京都町田市	613,000	2.97	613,000	2.87
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K	597,168	2.89	597,168	2.80
堀田　和男	愛知県岡崎市	511,500	2.48	511,500	2.40
上原　俊彦	東京都港区	500,000	2.42	500,000	2.34
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	LEVEL 1, 1 ELIZABETH STREET, SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	500,000	2.42	500,000	2.34
吉野　公一郎	大阪府吹田市	380,100	1.84	380,100	1.78
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	340,512	1.65	340,512	1.60
山和証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町１番８号	320,000	1.55	320,000	1.50
鈴木　隆啓	愛知県名古屋市中区	261,000	1.27	261,000	1.22
計	―	4,023,280	19.50	4,721,500	22.14

(注) １．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年６月30日現在の株主名簿上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。

２．割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第３位を四捨五入しております。
３．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、第６回新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
４．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeの割当後の所有議決権数は、第６回新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式に係る議決権の数を加算して算出しております。
５．割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeは、上記「１　割当予定先の状況　(4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、第６回新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。
６．2026年４月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アトス・キャピタル・リミテッド(Athos Capital Limited)が2026年４月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年６月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	935,000	4.87

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)及び半期報告書(第24期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年９月28日)までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年９月28日)現在において判断したものであります。

2 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年９月28日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(省略)

3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年９月28日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年４月28日～2026年５月13日(注１)	1,001,602	20,198,302	85,546	110,395	85,546	2,292,174
2026年５月13日(注２)	32,300	20,230,602	6,863	117,258	6,863	2,299,038
2026年５月25日(注３)	48,000	20,278,602	9,831	127,090	9,831	2,308,869
2026年５月27日(注１)	333,867	20,612,469	28,559	155,649	28,559	2,337,428
2026年６月15日～2026年６月26日(注３)	40,000	20,652,469	6,312	161,961	6,312	2,343,740
2026年７月１日～2026年７月31日(注４)	511,342	21,163,811	49,239	211,200	49,239	2,392,979

(注) １．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
２．譲渡制限付き株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価格 425円
資本組入額 212.5円
割当先 当社従業員２名
３．docirbrutinib(AS-1763)開発促進新株予約権(行使価額修正条項付)の行使による増加であります。
４．第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及びdocirbrutinib(AS-1763)開発促進新株予約権(行使価額修正条項付)の行使による増加であります。

(訂正後)

1　事業等のリスクについて

下記「第四部　組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)及び半期報告書(第24期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月９日)までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月９日)現在において判断したものであります。

2　臨時報告書の提出

下記「第四部　組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月９日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(省略)

3　資本金の増減について

「第四部　組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月９日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年４月28日～2026年５月13日(注１)	1,001,602	20,198,302	85,546	110,395	85,546	2,292,174
2026年５月13日(注２)	32,300	20,230,602	6,863	117,258	6,863	2,299,038
2026年５月25日(注３)	48,000	20,278,602	9,831	127,090	9,831	2,308,869
2026年５月27日(注１)	333,867	20,612,469	28,559	155,649	28,559	2,337,428
2026年６月15日～2026年６月26日(注３)	40,000	20,652,469	6,312	161,961	6,312	2,343,740
2026年７月１日～2026年７月31日(注４)	511,342	21,163,811	49,239	211,200	49,239	2,392,980
2026年８月17日(注５)	157,114	21,320,925	14,496	225,697	14,496	2,407,476
2026年10月６日～2026年10月14日(注５)	471,342	21,792,267	43,750	269,447	43,749	2,451,226
2026年10月14日(注６)	2,075,900	23,868,167	425,040	694,487	425,040	2,876,267
2026年10月21日(注５)	157,114	24,025,281	14,583	709,071	14,583	2,890,850
2026年10月22日～2026年11月６日(注３)	309,900	24,335,181	49,266	758,337	49,266	2,940,116

(注) １．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
２．譲渡制限付き株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価格　　425円
資本組入額　212.5円
割当先　　当社従業員２名
３．docirbrutinib(AS-1763)開発促進新株予約権(行使価額修正条項付)の行使による増加であります。
４．第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及びdocirbrutinib(AS-1763)開発促進新株予約権(行使価額修正条項付)の行使による増加であります。
５．第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
６．2026年10月14日を払込期日とする第三者割当増資による増加であります。
発行価格　　409.5円
資本組入額　204.75円
割当先　　五味大輔氏及びkaya holdings株式会社